

P C B 廃棄物の適正な保管、収集・運搬に関する制度等について

1 . PCB 廃棄物の保管に関する規定 (別添 1)

(1) 廃棄物処理法

P C B 廃棄物を保管している事業者 (保管事業者) は、以下の措置をとらなければならない。

特別管理産業廃棄物の保管基準として、飛散、流出、地下浸透等がないような措置

P C B 廃棄物の保管基準

- 容器に入れ密封すること等による揮発防止のために必要な措置
- 高温にさられないために必要な措置
- 腐食防止のために必要な措置

都道府県市は、保管基準に適合しない場合、保管事業者に対し改善命令を行うことができる。

(2) P C B 廃棄物特別措置法

保管事業者に係る規定

- 保管事業者は、毎年 1 回都道府県市に対して、保管状況の届出をしなければならない。(第 8 条)

(別添 2) 届出様式

- 譲り渡し・譲り受けの原則禁止 (第 11 条)

都道府県市に係る規定

- 第 8 条に基づく届出に基づき、保管・処分の状況を公表。(第 9 条)
- 保管事業者に対し、確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言を行うこと。(第 14 条)
- 期限までに処理をしない者に対し、改善命令を行うことができる。(第 16 条)
- 保管事業者に対する報告徴収 (第 17 条) 立入検査 (第 18 条)

(参考) 使用中の機器について (別添 3)

電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、以下の場合に、産業保安監督部等に届出なければならない。

- PCB を含有する絶縁油を使用する電気工作物であることが判明した場合
- PCB を含有する絶縁油を使用する電気工作物を廃止した場合

2 . PCB 廃棄物の収集・運搬に関する規定 (別添 4)

(1) 廃棄物処理法

収集・運搬基準として以下のような内容が規定されている。

- 飛散、流出しないようにすること
- 他の物と区分して収集・運搬すること
- 収集・運搬を行う者は、文書を携帯すること
- 容器に収納して収集・運搬を行うこと

(2) PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン (別添 5)

P C B 廃棄物の保管に関する規定

廃棄物処理法（抜粋）

法	施行規則
<p>第 12 条の 2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、<u>生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、<u>特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。</u>ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。</p> <p>9 以降 (略)</p>	<p>(特別管理産業廃棄物保管基準)</p> <p>第 8 条の 13 法第 12 条の 2 第 2 項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>イ <u>周囲に囲いが設けられていること。</u></p> <p>ロ <u>見やすい箇所に掲示板が設けられていること。</u></p> <p>(イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨</p> <p>(ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類</p> <p>(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>二 <u>保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように措置を講ずること。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 <u>特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。</u></p> <p>五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、<u>容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の<u>腐食の防止のために必要な措置</u></p>

PCB廃棄物特別措置法（抜粋）

（１）保管状況の届出、譲渡し・譲受けの制限、承継

法	施行規則
<p>(保管等の届出)</p> <p>第 8 条 <u>事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(譲渡し及び譲受けの制限)</p> <p>第 11 条 <u>何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲渡し、又は譲り受けてはならない。</u></p> <p>(承継)</p> <p>第 12 条 事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(保管等の状況の届出)</p> <p>第 5 条 法第 8 条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の 6 月 30 日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業場の名称及び所在地</p> <p>三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管又は処分の状況</p> <p>四 事業者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額</p> <p>ロ 常時使用する従業員の数</p> <p>ハ 当該保管に係る事業の属する業種の種別</p> <p>ニ 法人にあっては、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の 100 分の 50 以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人がある場合には、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに資本金の額又は出資の総額</p> <p>五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(譲渡し及び譲受けの制限)</p> <p>第 8 条 法第 11 条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 地方公共団体に譲り渡す場合</p> <p>二 地方公共団体が譲り受ける場合</p> <p>三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合</p> <p>四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が確実かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったと都道府県知事が認めた場合であつて、次に掲げる</p>

	<p>場合</p> <p>イ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡す場合</p> <p>ロ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者が譲り受ける場合</p>
--	--

(2) 都道府県市の指導等

法	施行規則
<p>(保管等の状況の公表)</p> <p>第9条 都道府県知事は、<u>毎年度</u>、環境省令で定めるところにより、<u>前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。</u></p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第14条 都道府県知事は、<u>事業者に対し</u>、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の<u>確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。</u></p> <p>(改善命令)</p> <p>第16条 環境大臣又は都道府県知事は、<u>事業者が第10条の規定に違反した場合において</u>、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の<u>確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは</u>、<u>当該事業者に対し</u>、<u>期限を定めて</u>、<u>当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第17条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第18条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。</p>	<p>(保管等の状況の公表)</p> <p>第7条 法第九条の規定による公表は、第五条第一項に規定する届出書の副本並びに同条第二項及び第四項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供することにより行うものとする。</p> <p>(期間内の処分)</p> <p>法第10条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。</p>

様式第一号（一）（第四条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）

平成24年 6月30日

都道府県知事
（市長又は区長）

殿

届出者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
 氏名 〇〇工業株式会社 代表取締役〇〇〇〇
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 〇〇〇-△△△-□□□□
 資本金の額又は出資の総額 230,000,000 円
 従業員数 300 人
 業種 ゴム製品製造業

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成23年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分等の状況を届け出ます。

事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	主任〇〇〇〇〇
事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	電話番号	〇〇〇-△△△-□□□□

① 前年度の4月1日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の型式等		容量等	容器の性状	保管の状況		参考事項
			製造者名	製造番号			製造年月	睡等の有無	
高圧トランス 高圧トランス	⑩-001	1台 500 kg	東芝	11111 XXXX-8X 1100V	S46.5	容器無し 有（屋内）	有	分別	無し
	⑩-002	1台 350 kg	日立	22222 YYY-8Y 1100V	S40.8	容器無し 有（屋内）	有	分別	無し
合計		2台 850 kg							
ネオントランス	⑩-003 -1	1個 30 kg	三陽電気	333033 ZZZZ-8Z 1100V	S37.12	金属製箱 有（屋内）	有	分別	容器内で漏れ有り
	⑩-003 -2	1個 25 kg	大阪変圧器	7206 KKKK-8K 1100V	S47.6	金属製箱 有（屋内）	有	分別	無し
合計		2個 55 kg							

（別添2）

高圧コンデンサ	⑬-004	1台 350 kg	日本コデンサ	55555 SSSS-8S 1100V	S46.5	100KVA	容器無し	有 (屋内)	分別	無し	
高圧コンデンサ	⑬-005	1台 300 kg	指月電気	66666 TTTT-8T 1100V	S40.8	75KVA	容器無し	有 (屋内)	分別	無し	
高圧コンデンサ	⑬-006	1台 80 kg	帝国コデンサ	77777 RRRR-8R 1100V	S37.12	50KVA KC500	容器無し	有 (屋内)	分別	無し	
高圧コンデンサ	⑬-007	1台 30 kg	松下	88888 GGGG-8G 1100V	S44.10	30KVA KC300	容器無し	有 (屋内)	分別	無し	
合計		4台 760 kg									
低圧コンデンサ	⑬-008	1台 1.2 kg	日本コデンサ	99999 FFFF-8F 200V	S42.5	0.94KVA	金属製箱	有 (屋内)	分別	無し	
(小型)	⑬-009	1台 1200 kg	日新電機	00000 YYY-8Y 440V	S44.10	700KVA	容器無し	有 (屋内)	分別	無し	
低圧コンデンサ		2台 1201.2 kg									
合計											
蛍光灯安定器	⑬-010	195 kg (容器 含む) 200L									
蛍光灯安定器	⑬-011	1個	東芝	4848 FBC-40115A 40W	S44.8	220×62×35(mm)	ドラム缶 (200L) 金属製箱	有 (屋内)	分別	容器内での 漏れ有り	
合計											
PCBを含む油	⑬-012	3缶 82.9kg 54L									トランス油
PCBを含む油	⑬-013	1缶 1.3kg 18L									PCB濃度 50mg/kg
(微量PCB汚染絶縁油)											
合計											
微量PCB汚染廃 電気機器等(高圧ト ランス)	⑬-014	1台 600 kg	三菱電機	4444 KKKK-8K 1100V	1980.10	100KVA	容器無し	有 (屋内)	分別	無し	PCB濃度 25mg/kg
合計		1台 600 kg									

(第2面)

②前年度中に新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等		発生年月日	発生場所	参考事項
			製造番号	容量			
該当無し							
合計							

電気事業法に基づく PCB を含有する電気工作物の届出 (参考条文)

電気関係報告規則 (抜粋)

(公害防止等に関する届出)

第4条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者（当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣）へ届け出なければならない。（以下略）

(表中の条文は一部省略して表記)

届出を要する場合	届出 期限	届出事項	届出先
一 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてばい煙量、ばい煙濃度若しくは煙突の有効高さに係るものを変更する場合	あらかじめ	当該変更に係る事項	経済産業大臣 (以下略)
三 ダイオキシソ類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてダイオキシソ類の排出量に係るものを変更する場合			
十五の二 <u>現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物 (※) であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合 (直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の届出をする場合を除く。)</u>	判明した後遅滞なく	当該電気工作物を設置している又は予備として有している者の氏名又は名称及び住所若しくは法人にあつては代表者の氏名、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している工場若しくは事業場の名称及び所在地並びに当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月	当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長
十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物 (中略) を設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地 (中略) 又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合	変更又は廃止の後遅滞なく	変更のあつた事項 (電気事業者が法第九条第二項 (法第六条第二項第二号の事項の変更に限る。) の届出をする場合を除く。)	当該施設又は当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 (以下略)
十七の二 <u>別に告示する電気工作物 (※) であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合</u>	廃止の後遅滞なく	当該電気工作物を廃止した者の氏名又は名称及び住所、当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管していた工場若しくは事業場の名称及び所在地、当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月及び廃止年月並びに廃止の理由及び内容	当該電気工作物が設置されていた場所を管轄する産業保安監督部長

※ 告示 (平成16年経済産業省告示67号) において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、OFケーブルなど12の電気工作物が掲げられている。

PCB廃棄物の収集・運搬に関する規定

廃棄物処理法

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。
 - イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ニ (略)

第4条の2 法第6条の2第3項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第3条第一号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。
 - イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - (2) 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
 - ロ 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ハ (略)
- ニ 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。
- ホ 必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- ヘ 収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。

廃棄物処理法施行規則

(令第1条第一号に掲げる廃棄物を収納する運搬容器の構造)

第1条の11 令第1条第一号に掲げる廃棄物に係る令第4条の2第一号への規定による環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 二 収納しやすいこと。
- 三 損傷しにくいこと。

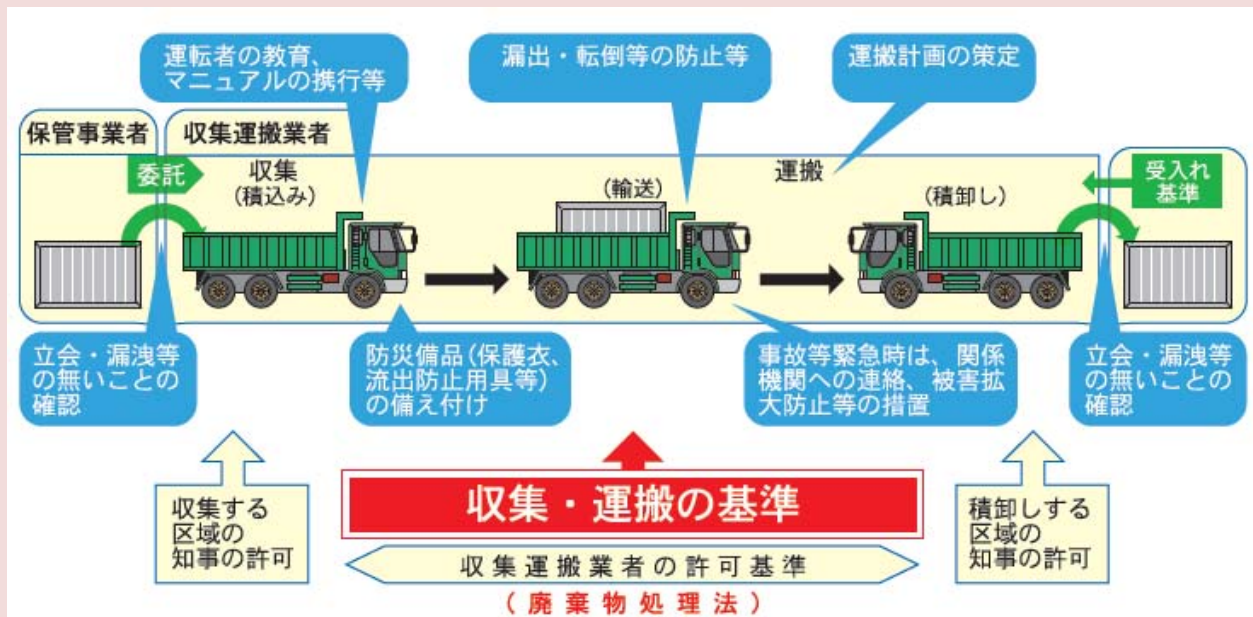
第6条 法第12条第1項の規定による産業廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第3条第一号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。

イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

PCB廃棄物の収集・運搬

OPCB廃棄物の収集運搬に係る基準を遵守することが必要。



PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン

- 廃棄物処理法等の基準を遵守するための技術的な方法、留意事項を具体化
- PCBの環境中への漏洩、流出の防止を第一
- ハード面（運搬容器、施設等）、ソフト面（教育、管理、緊急時対応等）

【収集・運搬】

- 事前調査
- 収集運搬の方法
- 表示
- 携行書類

【運搬容器】

- 運搬容器の基準
- 運搬容器の種類、選定
- 運搬容器の試験
- 運搬容器の維持管理

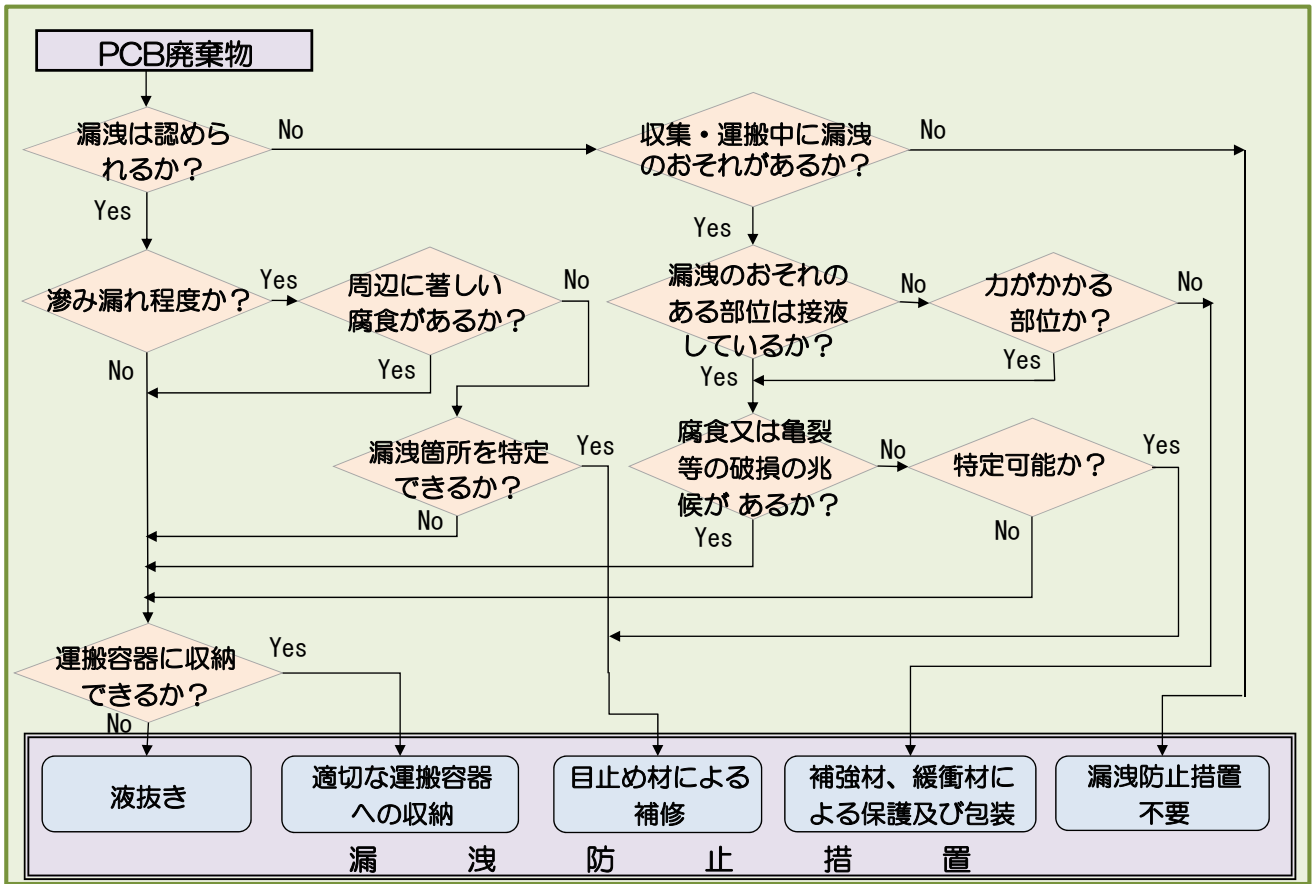
【安全管理・運行体制】

- 安全管理体制
- 収集運搬従事者の教育
- 運搬計画
- 運行管理

【緊急時の対応】

- 事故の未然防止
- 防災備品・設備
- 緊急連絡体制
- 緊急時対応マニュアル

PCB廃棄物漏洩防止措置選定フロー



PCB廃棄物収集・運搬の例



インナートレイへのコンデンサの積み込み



漏れ防止型金属容器へのインナートレイの積み込み



漏れ防止型金属容器の蓋載せ



積み込み作業の終了